

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 役員報酬の増額

Q : 当社の事業もようやく軌道に乗り来期からは利益が出そうです。利益がゼロになるまで役員報酬を増額しても問題ありませんか。

A : 増額した報酬の額が役員の職務に対する対価として相当であるかどうか等、諸要素を勘案して検討しなければなりません。

【解説】

法人が役員に対して支給する報酬は、委任の対価として支給されるものですから、原則として損金の額に算入されます。しかし、役員報酬のうち不相当に高額な部分の金額については、損金の額に算入されないこととされています。この場合、役員報酬が不相当に高額かどうかは、次の基準により判定します。

(1) 実質基準

その役員の職務の内容、会社の収益、使用人に対する給料の支給状況、同業種同規模会社の役員報酬の支給状況等からみて適正かどうか判定する基準

(2) 形式基準

定款の規定又は株主総会等の決議により定められた報酬の額を超えていないかどうかで判定する基準

ご質問の場合、まず形式基準を満たしておくことは当然として、実質基準をクリアできるかどうかの問題です。役員報酬は会社の利益金額に関連して決定されるものとしても、利益金額に比例して増加するものではありません。その報酬の額が常識的な範囲内か、従業員等とのバランスはとれているか等、諸要素を勘案して検討する必要があります。

